

くにみ 議会だより

KUNIMI

5月臨時会
速報版

発行

●国見町議会

編集

●議会広報常任委員会

発行日

●令和2年5月19日

電話

●585-3295



特別定額給付金事業など
新型コロナウイルス感染
症に係る費用を増額

令和2年第3回議会臨時会が5月1日に開催されました。新型コロナウイルス感染症対策や国の特別定額給付金事業などの費用を追加した今年度の一般会計補正予算のほか、報告2件、承認1件、議案1件の計5件が提出され、全て全員賛成で可決しました。

令和2年度 一般会計補正予算

（要旨）既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9億6166万4千円を追加し、予算総額66億3458万4千円とするもの。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策、特別定額給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業などの費用。

事業者支援の内容は

問

（佐藤孝議員）

町内企業・事業者支援の内容を伺う。

また、支援を受けた場合、実績報告は必要か。

まちづくり
交流課長

支援内容
容は3つ

ある。1つ目は、売り上げが前年同月比30%以上減少した事業者に10万円給付するもので、2つ目は、福島県の「新型コロナウイルス対策特別資金」を利用した事業者に信用保証料等の支援として初回支払った保証料50万円、利子3年間で100万円まで補助するものである。3つ目は県の休業要請に応じた事業者へ協力金10万円を交付するものである。実績報告についてはできるだけ簡素化したい。

申請を簡素化する 方法は

問

（浅野富男議員）

事業者支援の申請等は簡素化できるのか。

まちづくり
交流課長

国の支援制度に

該当する事業者は国の交付決定の写しなどで支援の要件に該当するかを確認するなど、できるだけ事務を簡素化し素早く支給したい。

売り上げ減少の証明は

問

（浅野富男議員）

事業者の売り上げの減少はどのように証明するのか。また、

受付等の事務は委託するの
か。

**まちづくり
交流課長**

前年の確定申告の書類や毎月の帳簿などで確認する。相談、受付などの事務については、町商工会に委託し実施する予定である。

備品購入の内容は

問

(松浦和子議員)
消防費の備品

購入費について具体的な内容を伺う。

**環境防災
課長**

主なものは避難所で使用するテント型の間仕切りである。通常の避難所は密集した環境にあり、新型コロナウイルス感染症予防として、またプライバシーが守られることから使用したい。150張購入予定である。ほかに非接触式体温計などを購入したい。

DVDの内容は

問

(松浦和子議員)
介護予防推進

に関する委託料のDVD作成費用について具体的な内容を伺う。

**保健福祉
課長**

活動自
粛により

高齢者のフレイル(虚弱)が危惧されるため、各地区で行っている100歳体操で使用したDVDを希望者に配付する。また、運動方法をチラシに掲載するとともに、もたんエフエムでも普及啓発したい。

**財源の見通しをつ
けるべきでは**

問

(佐藤孝議員)
延期・中止と

なったイベント等の費用について町予算の整理を行い、財源の見通しをつけるべきと考え

るがいかか。

町長

イベント等の中止に伴う

財源については、新型コロナウイルス対策に一極集中で対応し、町の振興につなげていく。

令和2年度一般会計補正予算(第2号)のおもな内容

【主な事業】

- ・特別定額給付金事業 9億1000万円
- ・子育て世帯臨時特別給付金 906万円
- ・町内企業・事業者支援 3072万円
- ・避難所の感染防止対策備品購入費用 369万円

【主な財源】

- ・国県補助金 9億1914万円
- ・一般財源 4252万円

クールビズの取り組みについて

地球温暖化対策等のため、5月1日から10月31日まで、夏季軽装(クールビズ)を実施します。実施期間中は軽装(ノーネクタイ、ノー上着)での会議出席も可能としておりますので、ご理解をお願いいたします。

<新型コロナウイルス感染症対策について>

- 議会傍聴をされる際は、当面の間、マスクの着用とアルコール消毒液の使用をお願いいたします。37.5℃以上の熱がある場合は傍聴をご遠慮いただきます。また、密集を避けるため傍聴席数も減らすなどの対応を取らせていただく場合があります。
- 議会生中継をパソコンやスマートフォンでご覧いただくこともできます。「議会ホームページ」の「議会中継」をクリックすれば動画が見られますのでぜひご利用ください。
<http://www.town.kunimi.fukushima.jp/site/gikai/>
- 国見町議会では以下の取り組みを実施します。
 - ・ 会議中もマスクを着用する。
 - ・ 会議時は自宅で検温して出席する。風邪の症状や37.5℃以上の熱がある場合は活動を自粛する。
 - ・ 視察、調査等は新型コロナウイルス感染症の収束状況を的確に判断したうえで実施する。